

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益財団法人史学会（以下「この法人」という。）の定款第19条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

**第3条** この法人の役員等は無報酬とする。ただし、公認会計士又は税理士の資格をもつ監事については、職務執行の対価として別表の基準により報酬を支払うことができる。

(報酬の支給日)

**第4条** 報酬等は、月次に集計し、毎月一定の日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

**第5条** 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

**第6条** この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 なお、役員等が理事会、評議員会に出席する都度、交通費実費として5,000円を支払うことができる。

(公表)

**第7条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

**第9条** この規程において定めるもののほか、必要な事項については、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成23年10月27日理事会及び平成23年11月15日評議員会決議）

（別表）公認会計士又は税理士の資格をもつ監事の報酬基準

監査業務の都度、1人一律30,000円

理事会又は評議員会への出席の都度、1人一律10,000円